

平成29年3月28日

## 委託事業主殿

〒101-0062  
千代田区神田駿河台2-5  
東京都医師会館4階  
東京労働保険医療協会  
TEL03-5577-2960  
FAX03-5577-2961

### 「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の提出について（お願い）

労働保険事務組合の業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も労働保険年度更新の時期がまいりました。労働保険料は毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年を単位として計算し、前年度の保険料確定精算と本年度の概算保険料を申告・納付します。

この申告は、委託事業主より提出いただく標記「賃金等の報告」に基づいて保険料を算出いたしますので、記入・押印のうえ下記指定日までに提出方よろしくご願ひ申し上げます。

**提出期限：平成29年4月21日（金）**

※事業主控えは後日納入通知書と一緒に返送いたします。

#### 《お願い》

年度更新事務は短期間に、保険料計算、納入通知書の作成、申告納付を全部取りまとめておこないますので提出期限を厳守願ひます。

（税理士、会計事務所等に作成を依頼される場合にも提出期限の厳守）

なお、作成にあたっては同封の記入要領を参照願ひます。

※作成方法につき、ご不明な点ございましたら事務組合  
（電話03-5577-2960）までお問い合わせください。

労働保険料の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、下記の賃金早見表（例示）を参照願います。

## 労働保険料の算定基礎となる賃金早見表 (例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
○ 基本給・固定給等基本賃金	○ 休業補償費
○ 通勤手当	○ 退職金
○ 定期券・回数券等	○ 結婚祝金
○ 超過勤務手当・深夜手当・休日手当等	○ 死亡弔意金
○ 扶養手当・家族手当・子供手当等	○ 災害見舞金
○ 宿、日直手当	○ 私傷病見舞金
○ 役職手当・管理職手当等	○ 解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの）
○ 住宅手当・地域手当	○ 年功慰労金
○ 教育手当	○ 出張旅費・宿泊費等（実費弁償的なもの）
○ 単身赴任手当	○ 制服
○ 技能手当	○ 会社が全額負担する生命保険の掛金
○ 特殊作業手当	○ 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金
○ 奨励手当	
○ 物価手当	
○ 調整手当	
○ 賞与	
○ 休業手当	
○ 創立記念日等の祝金（恩恵的なものでないもの）	
○ 雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合）	

# 28年度確定保険料並びに29年度概算保険料にかかる 労働保険の年度更新チェックリスト

○今回の年度更新で対象となる賃金

- ・平成28年4月から平成29年3月に支払われた賃金が対象です。(保険料算定対象期間)
- ・年度中途の退職者・入職者の賃金も含みます。賞与・その他臨時の賃金も含みます。

## 1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金の項目 (別紙記載要領を併せ参照)

<input type="checkbox"/>	常用労働者(常勤・パート・アルバイトで雇用保険の被保険者に該当する労働者) 臨時労働者(雇用保険の被保険者でないパート・アルバイト) それぞれに各月別に支払われた賃金総額、人員数を記載する。	①
<input type="checkbox"/>	賞与等(臨時に支払われる賃金を含む)の支払いがある場合、支払われた月と総額 を記載する。 ※賞与等については、支払対象となった労働者の人員数を記載する必要はありません。	②
<input type="checkbox"/>	月別支払賃金、人員数の総合計額を記載。 ※上段は総賃金額をそのまま記載、下段は1,000円未満の端数を切捨てた額を記載。 保険料を算出する際の基礎となる額です。正確な金額の記載をお願いいたします。 1ヵ月平均使用労働者数は各月の人員総合計数をそのまま記載(平均人員ではない)。 ※賞与等の人員数は除いた各月別の人員合計数を記載下さい。	③
<input type="checkbox"/>	特別加入者の登録内容の確認。 ※新たに加入を希望される場合は、加入者氏名・希望する給付基礎日額を記載ください。 ※特別加入を辞退される場合は、該当欄を二重線で抹消願います。	④

## 2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金 (別紙記載要領を併せ参照)

<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者(常勤・パート・アルバイト)に支払われた月別賃金総額・人員数 を記載する。 ※雇用保険料高年齢労働者分賃金も含めた合計金額の記載をお願いします。	⑤
<input type="checkbox"/>	賞与等(臨時に支払われる賃金を含む)の支払いがある場合、支払われた月と総額 を記載する。 ※賞与等については、支払対象となった労働者の人員数を記載する必要はありません。	⑥
<input type="checkbox"/>	高年齢労働者分(雇用保険料免除高年齢労働者)の月別賃金総額・人員数を記載する。 今回、高年齢労働者として対象となる雇用保険被保険者は生年月日が、昭和27年 (1952年)4月1日以前の方となります。	⑦
<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者・高年齢労働者の月別支払賃金、人員数の合計額を記載する。 1ヵ月平均使用労働者数は各月の人員総合計数をそのまま記載(平均人員数ではない) ※支払賃金総合計額の上段は総賃金額をそのまま記載、下段は1,000円未満の端数を切捨てた額を記載。 保険料を算出する際の基礎となる額です。正確な金額の記載をお願いいたします。	⑧
<input type="checkbox"/>	雇用保険料免除高年齢労働者氏名の内容確認。 ※昭和27年(1952年)4月1日までに生まれた雇用保険被保険者が該当者です。 既に(平成28年3月31日以前)退職している方が記載されている場合は二重線で抹消 し、また、該当者に漏れがある場合はお名前と生年月日の記載をお願いいたします。	⑨
<input type="checkbox"/>	賃金等の報告書の右下 事業主氏名欄に押印する。	⑩

# 雇用保険料が免除となる 被保険者がいます！ 賃金等の報告記入時の注意点

## ◆高年齢労働者の雇用保険料は免除される◆

保険年度の初日である4月1日の時点で、満64歳以上の一般被保険者は、その年度以降保険料が免除されます。免除されるのは、事業主負担分と被保険者負担分の両方です。保険料の免除にあたり特別な手続きは必要ありません。

※なお、一般被保険者は、満65歳になると、被保険者の区分が高年齢継続被保険者に変更します。

## ◆今回の「賃金等の報告」で保険料免除対象となる高年齢労働者◆

昭和27年(1952年)4月1日以前に生まれた被保険者が免除対象です。

つまり、平成28年4月1日時点で、満64歳以上の方です。

事業所において、対象となる被保険者がいる場合「賃金等の報告」の記入には報告書の(8)高年齢労働者分の欄(表面チェックリスト⑦)に対象となる方の人数、支払賃金の記入を忘れずをお願いいたします。

また、当事務組合よりお送りした「賃金等報告」13. 雇用保険料免除高年齢労働者欄(表面チェックリスト⑨)に対象となる被保険者の記載がありますので、記載内容の確認をお願いいたします。

なお、高年齢労働者も雇用保険の被保険者であることに変わりはないので、「賃金等の報告」(5)被保険者欄(表面チェックリスト⑤)には、高年齢労働者分も含めた人員数、支払賃金の記載をお願いいたします。

## ◆賃金等の報告に高年齢労働者の記載がある場合◆

(雇用保険被保険者(高年齢労働者分も含む)支払賃金－高年齢労働者分支払賃金)×雇用保険料率が、最終的な平成28年度の確定雇用保険料となります。(なお、労災保険料には同様の免除制度なし)

### 〈平成29年4月以降の給与・賞与の計算の注意点〉

今回の賃金等の報告とは関係ございませんが、平成29年4月以降に支払がなされる給与・賞与から雇用保険料が免除となる雇用保険被保険者は昭和28年(1953年)4月1日までに生まれた方です。免除対象となる被保険者からは、4月以降支給される給与・賞与の計算について誤って保険料を控除することがないように、ご注意ください。

# 特別加入制度とメリット

(事務組合加入の委託事業主のみが第1種特別加入中小事業主となれます。)

## 1. 特別加入制度とは (事務組合委託事業主であることが加入要件です)

通常、労災保険とは事業に使用される「労働者」の保護を目的とする制度ですが、中小企業の事業主、自営業者、家族従事者の中には労働者と同様な作業をしており作業の実態や災害の発生状況から見て、労働者に準じて保護するにふさわしい者がいます。そこでこれらの者に対しても制度本来の建前を損なわない範囲で特別に任意に加入することを認め、一定の要件を満たす災害について保険給付を行うこととしています。これを労災保険の特別加入制度といいます。

## 2. 特別加入の対象者 メリット①

事務組合に労働保険事務の委託をおこなう中小事業主、法人の代表者・役員、中小事業主の家族で当該事業に従事している人(包括加入制度)等、本来、労災保険の恩恵を受けられない方々が対象です。

## 3. 特別加入の手厚い補償範囲 メリット②

特別加入者も、一般労働者と同様、療養・休業・障害・死亡などの場合に労災保険より手厚い給付を受けることができます。(天災事変も一部補償の対象となります)

## 4. 特別加入の安い保険料 メリット③

保険料は、特別加入者が補償金額を選択し(給付基礎日額3500円～25,000円の15段階)、その額に応じ、年間の労働保険料が決まります。保険料は、民間保険会社の保険商品に比べ、かなり安く、手厚い補償内容です。

(保険料は月額にして約320円～2300円)

また、特別加入にかかる保険料は労働保険料として全額経費扱いできます。

## 5. 事務組合委託事業主 メリット④

特別加入制度を利用することにより、万が一の業務中の災害につき、事業主並びに当該業務に従事する家族が、労災保険の手厚い補償給付(療養の給付・休業の給付等)を受けることが可能となります。当事務組合に加入されている委託事業主におかれましては、すでに加入要件を満たされておられますので、ぜひこの機会にご加入されることをお勧めいたします。

「賃金等の報告」記載要領

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金  
平成28年4月～平成29年3月までに全ての労働者(パート、臨時、日雇含む)に対して支払った総賃金を月別、労働者別に記入して下さい。

A欄は賃金総額(賞与等も含む)の合計金額を円単位まで記入して下さい。

D欄は、A欄の額から千円未満を切捨てた金額を記入して下さい。

・労災保険の人員欄

各月の「人員」欄は、各月末(月末直前の給与締切日)時点の使用労働者数を記入。

「1ヶ月平均使用労働者数」欄には、各月の人員の合計を記入して下さい。(賞与等の人員は除いて下さい。平均は求めなくて結構です。)

・9. 特別加入者欄

前年度に加入していた方の名前が載っています。平成29年度も引き続き加入を希望し、給付基礎日額も変更がなければ、記入は不要です。希望する給付基礎日額に変更があれば訂正して下さい。

新たに特別加入を希望される場合は、加入者氏名、希望する給付基礎日額を記入して下さい。特別加入を辞退される方は二重線で消して下さい。

※給付基礎日額を選ぶ際は、特別加入者の所得水準に見合った適正な額として下さい。

組織様式第5号  
〒 100-1111  
千代田区九段1-1-1  
〇× 医院  
東京太郎 殿  
事業主TEL 03-1111-9999

労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 科 室  
1 3 3 0 1 9 3 1 2 1 0 7 6 1  
3. 事業の取組 9431 医療業  
4. 特異事業 2  
5. 新年度賃金見込額  
① 前年度と同額  
② 前年度と異なる  
6. 前年度賃金見込額  
7. 委託解除年月日  
8. 納付の申請  
① 一括納付  
② 分納(3回)

毎月の支払賃金を正確に記載願います。特に、年度中途の入退者を把握し、賃金等の報告に正確に記載して下さい。

月別	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金				3. うち高齢労働者分	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	8	1,765,944	2	246,541	10	2,012,485	8	1,765,944	3	601,244
5月	8	1,789,652	2	244,584	10	2,034,236	8	1,789,652	3	600,395
6月	8	1,884,562	2	254,112	10	2,138,674	8	1,884,562	3	610,148
7月	8	1,659,874	2	249,534	10	1,909,408	8	1,659,874	3	605,984
8月	8	1,777,446	2	235,556	10	2,013,002	8	1,777,446	3	601,244
9月	7	1,540,881	2	247,485	9	1,788,366	7	1,540,881	3	601,244
10月	7	1,554,876	2	223,597	9	1,778,473	7	1,554,876	3	600,558
11月	7	1,655,748	2	248,796	9	1,904,544	7	1,655,748	3	604,889
12月	7	1,556,877	2	265,443	9	1,822,320	7	1,556,877	3	607,002
1月	8	1,795,441	2	244,781	10	2,040,222	8	1,795,441	3	620,489
2月	8	1,788,539	2	259,546	10	2,048,085	8	1,788,539	3	600,471
3月	8	1,801,457	2	255,970	10	2,057,427	8	1,801,457	3	601,244
7月	3,531,880		3,531,880		3,531,880		3,531,880		300,000	
12月	3,113,754		3,113,754		3,113,754		3,113,754		300,000	
合計	72	27,216,931	22	2,975,851	94	30,192,785	72	27,216,931	36	7,854,918

特別加入者の氏名	10. 希望する給付基礎日額	11. 希望する給付基礎日額	12. 希望する給付基礎日額
1 東京太郎	25,000	25,000	25,000
2 東京花子	20,000	20,000	20,000

労働 一郎 田中 二郎 山田 三郎  
(明 昭和昭和 22. 10. 25) (明 昭和昭和 24. 06. 04) (明 昭和昭和 25. 03. 17)  
平成 年 月 日 事業主氏名 〇× 医院 東京太郎 事業主控

特別加入保険料算定基礎日額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	給付基礎日額	保険料算定基礎額
¥25,000	¥9,125,000	¥10,000	¥3,650,000
¥24,000	¥8,760,000	¥9,000	¥3,285,000
¥22,000	¥8,030,000	¥8,000	¥2,920,000
¥20,000	¥7,300,000	¥7,000	¥2,555,000
¥18,000	¥6,570,000	¥6,000	¥2,190,000
¥16,000	¥5,840,000	¥5,000	¥1,825,000
¥14,000	¥5,110,000	¥4,000	¥1,460,000
¥12,000	¥4,380,000	¥3,500	¥1,277,500

・13. 雇用保険料免除高齢労働者氏名欄  
前年度から該当されている方の名前が載っています。今年度から新たに該当される方については追加でご記入願います。ここに載っている方でお辞めになられた方がいる場合は二重線で消し、退職日退職理由をご記入下さい。  
※高齢労働者とは、平成28年4月1日現在において満64歳以上の者をいい、雇用保険料が事業主及び労働者とも免除されます。ただし、労災保険料は免除されません。  
今回の賃金等の報告対象者  
昭和27年(1952年)4月1日までに生まれた方

事業主氏名の確認をお願いします。変更等ありましたら、訂正をお願いします。お忘れなきよう押印をお願いします。

・(8)うち高齢労働者分  
雇用保険被保険者のうち、平成28年4月1日現在において満64歳以上(昭和27年4月1日以前に生まれた方)の高齢労働者を使用した場合、記入して下さい。

・2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金  
平成28年4月～平成29年3月までに雇用保険被保険者(パート、日雇含む)に対して支払った賃金額を記入して下さい。

B欄は賃金総額(賞与等も含む)の合計金額を円単位まで記入して下さい。

E欄は、B欄の額から千円未満を切捨てた金額を記入して下さい。

・雇用保険の人員欄

各月の「人員」欄は、各月末(月末直前の給与締切日)時点の雇用保険被保険者数を記載。

・「1ヶ月平均被保険者数」は、各月の人員の合計を記入して下さい。(賞与等の人員は除いて下さい。平均は求めなくて結構です。)

## 平成29年度の雇用保険料率 前年度と異なる予定ですのでご注意ください。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの  
雇用保険料率は、平成28年度とは異なる予定です。

厚労省から発表があり次第ホームページにてご連絡いたします

<http://www.iryokyokai.jp/>

(平成29年度 雇用保険料率表) (予定)

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率		雇用保険二事業の 保険料率
一般の事業 (医療業)		3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
(平成28年度)		(4/1000)	(7/1000)	(4/1000)	(3/1000)	(11/1000)
農林水産 清酒製造の事業		5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業		5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000

厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）

### 雇用保険料が免除になる被保険者がいます！！

雇用保険料免除高年齢労働者に該当するものは、平成29年4月以降支給される賃金（賞与を含む）から雇用保険料が免除になります。労働者・事業主ともに免除となりますのでご注意ください。

なお、平成29年度の免除対象者は下記に該当する労働者です。※被保険者であることが前提

平成29年4月1日現在において満64歳以上のもの（昭和28年4月1日以前に生まれたもの）

平成 29 年 3 月 28 日

## 委託事業主 殿

〒101-0062  
千代田区神田駿河台 2-5  
東京都医師会館 4 階  
東京労働保険医療協会  
TEL03-5577-2960  
FAX03-5577-2961

### 雇用保険資格該当者の確認について

早春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり【事業所別被保険者台帳照会】をお送りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

貴院における雇用保険被保険者につき、取得・喪失の未手続き又は、登録誤り等ございましたら、名簿に朱書きにて訂正願います。訂正なき場合には 1 頁の台帳余白に訂正無しとご記入ください。

※性別の下に休業と記載のある方は、過去に育児休業を取得された方の履歴になります。今現在職場復帰されている場合でも、過去の履歴として休業の文字が印字されます。

※登録内容は 1 項右上の日付現在ですので、すでにご依頼いただいている内容が反映されていない場合がございます。

●資格取得が未手続きの場合（資格該当者が名簿に未記載の場合）

台帳の余白に以下の項目を赤ボールペンにて追記してください。

- ①氏名（フリガナ）
- ②生年月日・性別
- ③雇入年月日
- ④雇用保険被保険者番号（既に番号を取得済の場合）

●資格喪失が未手続きの場合（既に退職しているが、名簿に記載がある場合）

台帳の該当者を二重線で消し、以下の項目を赤ボールペンにて追記してください。

- ①退職年月日
- ②退職の理由

●名簿の氏名、生年月日、資格取得日等登録の誤りがありましたら、訂正ください。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、同封の「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」とともに、平成 29 年 4 月 21 日（金）までに返信用封筒にて、ご回答お願い申し上げます。

ご不明点がございましたら、お問い合わせください。